



オアシスだより (最終回)

オアシスの業務にご参加を

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会

委員長 鬼丸かおる (27期)

オアシスの現状

東京弁護士会高齢者・障害者支援センター「オアシス」は、今年10月に発足9周年(1999年発足)を迎えます。現在、461名の会員(研修登録者含む)が登録をしています。この中から、今年度は201名の登録弁護士に、毎週火曜日の会館での面接相談、火曜日から金曜日の電話相談、随時の出張相談にご協力をいただいています。オアシス相談実績は、2006年度で、面接相談98件、電話相談828件となっています。成年後見、財産管理、介護福祉に関する事件、精神保健福祉法に関する事件、その他、高齢者・障害者に関する様々な相談や事件が寄せられています。

拡大するオアシスの業務

こうした事件のほかにも、オアシスには、都下の各自治体や社会福祉協議会等から、研修会の講師、専門相談の相談員、各種委員などへの弁護士の派遣が要請されています。自治体等が行なう高齢者・障害者に関する施策の中で、権利擁護が実現されるために、弁護士が法律専門家として果たす役割も重要なものとなっています。2006年4月に施行された高齢者虐待防止法に関わり、区市町村から、虐待の対応や判断に関わるケース会議等に出席して法的助言を行なうことの要請も増大しています。オアシスの業務は拡大しており、多くの登録弁護士の皆さまにこうした活動にも参加していただくことが期待されています。

増大する成年後見事件

高齢社会の中で成年後見事件も増大しています。2006年度の成年後見関係事件申立件数は全国で32,629件に達しており、対前年比約55%の増加となっています。こうした状況の中で、紛争性がある事案

や後見人等候補者がいない事案について、家庭裁判所が候補者名簿によって第三者後見人等を選任する事案もさらに増加することが予想されます。オアシスでは、年に1回、オアシス登録弁護士に対して、東京家庭裁判所(本庁)の成年後見人等候補者名簿の登載希望者の募集を行なって、その中から後見人等候補者名簿を作成し、東京家庭裁判所に提出をしています。2007年度には129人の名簿を提出しました。候補者登載の要件は、弁護士経験5年以上、研修3回以上受講、弁護士賠償保険加入であり、原則として家裁からの就任要請を辞退しないこと、後見人等としての平日の業務が可能であることを条件としています。今後さらに多くの方々に、後見人等候補者名簿登載に応募していただきたいと思います。

登録弁護士への支援体制

オアシスでは、登録弁護士向けに、毎年複数回の研修を実施し、マニュアルも整備をしています。オアシスを運営する高齢者・障害者の権利に関する特別委員会では、成年後見部会などを設けて事例検討も行なっていますので、お気軽にご相談下さい。また、オアシスへの登録は、弁護士経験年数などの要件がありますが、同委員会の活動には、経験年数の制限はなく、新人会員も研修員として参加できます。委員会活動を通じて、事例検討や自治体からのケース会議等への出席などの高齢者・障害者に関する事案に関わることができます。皆さまのオアシスの業務へのご参加をお待ちしています。

*** オアシスへの登録方法等についての問い合わせ先
人権課 TEL.03-3581-2205**